

市からの連絡帳

年金

年金生活者支援給付金請求書の提出はお早めに

年金生活者支援給付金(以下「給付金」という)は、公的年金などの収入やそのほかの所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

給付金を受け取るには請求書の提出が必要です。新たに対象となる方には、日本年金機構がお知らせを順次送付しています。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に必要事項を記入し日本年金機構へ提出してください。

※既に受給している方で、引き続き支給要件を満たしている場合は、翌年以降の手続きは原則不要です。

◆本給付金の対象となる方

□**高齢基礎年金を受給している以下の要件全てに該当する方**

- 65歳以上
- 世帯全員の市民税が非課税
- 前年の年金収入額とそのほかの所得額の合計が約88万円以下

□**障害基礎年金または遺族基礎年金(18歳未満の子がいる)を受給している方**

- 前年の所得額が約472万円以下
- ※年金を受給し始める方は、年金請求と併せて年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。

問●給付金専用ダイヤル

- ☎0570-05-4092(ナビダイヤル)
- ※050から始まる電話からは☎03-5539-2216
- 武蔵野年金事務所
- ☎0422-56-1411(ナビダイヤル)
- ▶保険年金課 ☎042-460-9825

子育て・教育

子供医療費助成制度 ~乳・子医療証の送付~

現在乳・子医療証をお持ちの方は、原則自動更新となりますので、新しい医療証を9月下旬に送付します。

なお、転入などで更新手続きが必要な方には7・8月に書類を送付しました。まだ手続きをしていない方は必ず行ってください。

本制度の対象となる方で医療証をお持ちでない場合は、申請が必要です。
▶子育て支援課 ☎042-460-9840

令和5年度4月 保育園の1次入所申請受付

- 期間** 11月4日(金)~18日(金)(予定)
- ※郵送受付は10月21日(金)から開始予定
- 結果** 令和5年2月上旬ごろ(予定)
- 申請書類** 10月14日(金)配布(予定)
- ※令和5年度の入園のしおりも配布予定です。
- ※詳細は市HPをご覧ください。
- ▶幼児教育・保育課 ☎042-460-9842

学校選択制度の申し立て受付

令和5年4月に市内の通常学級に入学する新小・中学1年生を対象とした住所地の指定校とは異なる学校への入学希望を申し立てることができる制度です。ご希望の方は手続きしてください。

- ※募集枠のない学校は対象外
- ※詳細は市HPをご覧ください。
- 申し立て受付**
- 時/場 ●10月3日(月)~31日(月)/学務課(田無第二庁舎3階)
- 10月19日(水)~21日(金)/保谷東分庁舎
- ※郵送での受付不可
- ※申立書は学務課窓口で記入
- ▶学務課 ☎042-420-2824

暮らし

民間賃貸住宅への入居や居住継続にお困りの方へ

保証人が見つからないなどの理由により、民間賃貸住宅への入居や居住継続にお困りの方に対し、住宅探しのお手伝いや保証委託契約のご案内などを行っています。

- ◆**住宅探しのお手伝い**
- 担当者が住宅探しのお手伝いをする[※]
- ◆**保証委託契約のご案内**
- 住宅を借りる際に保証人が見つからない場合のご案内
- ▶住宅課 ☎042-438-4052 市HP



公共下水道への切替えを

公共下水道(汚水)に未接続の場合、浄化槽を利用していても、洗濯や流しなどの汚水が直接河川に流れ込み、悪臭や汚濁の原因となります。

浄化槽やくみ取便所を利用している場合は、遅滞なく公共下水道に接続することが法律で義務付けられています。市内のほぼ全域で公共下水道の利用ができますので、早急に公共下水道への切替えをお願いします。

市指定下水道工事店(市HPで紹介)へ
▶下水道課 ☎042-438-4058

選挙

9月1日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)などが確定

□**登録者数** 男性:8万2,758人、女性:8万9,363人、計:17万2,121人
前回の選挙時登録者数と比較すると、男性:222人増、女性:312人増、計:534人増加しています。

□今回の定時登録の要件

- ①日本国民
- ②平成16年9月2日以前に出生
- ③9月1日現在、引き続き3カ月以上居住している(他市区町村から転入した場合は、6月1日までに本市の住民基本台帳に記載)または、5月1日以降の転出で、転出前に3カ月以上居住していた

□**在外選挙人名簿登録者数** 男性:95人、女性:114人、計:209人

□今回の在外選挙人名簿登録などの要件

- ①日本国民
- ②登録申請時に満18歳以上
- ③在外選挙人名簿に登録されていない
- ④国外に住所を有し、次のいずれかに該当する

- その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所がある
- 本市の選挙人名簿に登録されており、出国前に海外への転出届および在外選挙人名簿登録移転申請をしている
- ▶選挙管理委員会事務局 ☎042-420-2801

西東京市議会議員選挙 立候補予定者説明会

12月25日(日)は、西東京市議会議員選挙の投票日です。

立候補を予定されている方を対象に説明会を開催します。

- 時 10月17日(月)午後2時
- 場 きらっと
- ※9月1日号に掲載した日程・場所から変更しています。
- ▶選挙管理委員会事務局 ☎042-420-2801



募集

シルバーピア生活協力員(常駐)

シルバーピア(高齢者集合住宅)の生活協力員室に常駐し、入居者の安否確認・病気など緊急時の対応・連絡などを行う生活協力員を募集します。

□**募集人数** 1人
場 URプロムナード東伏見(富士町1-7-69-201)

※生活協力員住戸は3DK

□**資格** 次の全てに該当する方

- シルバーピアに設置した生活協力員住宅に居住できる
- 高齢者福祉と生活協力員の仕事に理解と熱意を有する
- 現に同居し、または同居しようとする親族がある
- 60歳以下
- 持ち家がない
- 申込者・同居家族が暴力団員などの反社会的勢力でない

□**謝金** 月額13万5,000円

□**家賃** 全額補助

申 9月15日(木)~10月14日(金)の平日に、高齢者支援課(田無第二庁舎1階)へ

□**募集要項** 高齢者支援課(田無第二庁舎1階)・市HPで配布

※詳細は募集要項をご覧ください。
▶高齢者支援課 ☎042-420-2810

etc その他

東京都市町村総合体育大会の結果

市町村総合体育大会は、スポーツの振興と都市町村間の交流を目的とした歴史のあるスポーツ大会です。14競技22種目で実施され、各市町村を代表する各競技の選手が競い合いました。市は、次の成果を収めました。

固定資産税の減額

▶資産税課 ☎042-460-9830

住宅耐震改修工事

□**減額分** 2分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡[※]
□**減額要件** ①昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告 ③1戸当たりの工事費用が50万円超

□**必要書類** ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し ④長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

住宅のバリアフリー改修

□**減額分** 3分の1(住宅面積100㎡[※])
□**減額要件** ①新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告 ③65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く) ④改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ⑤1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ⑥現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□**必要書類** ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②工事内容などが確認できる書類(工事

明細書・現場の写真[※])と工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類 ※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

住宅の省エネ改修

□**減額分** 3分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡[※]
□**減額要件** ①平成26年4月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修 ※2)を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告 ③改修後の床面

積が50㎡以上280㎡以下 ④1戸当たりの工事費用が60万円超(補助金などを除く自己負担額)、または改修に係る費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円超であること ⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋 □**必要書類** ①住宅の熱損失防止改修等に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票 ⑤交付または決定を受けたことを確認できる書類(国または地方公共団体から補助金などの交付を受けた場合) ⑥長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ) ※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)